

## 8. 参考資料

- ・民間資格の登録制度について
- ・ガイドラインの業務成績等について



# (参考)民間資格の登録制度について

0

## 技術者資格制度のこれまでの検討経緯等

平成24年 7月

国土交通大臣より諮問 ⇨ 社会資本整備審議会、交通政策審議会  
「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方」

平成25年12月

社会資本整備審議会、交通政策審議会 答申  
今後の社会資本の維持管理更新のありかたについて 答申  
本格的なメンテナンス時代に向けたインフラ政策の総合的な充実～キックオフ「メンテナンス政策元年」～

平成26年 3月

技術部会 引き続き検討すべき4項目を決定  
1. 点検・診断に関する資格制度の確立

平成26年 4月

社会資本メンテナンス戦略小委員会 資格制度の検討に着手  
点検・診断に関する資格制度の確立を優先課題として決定

平成26年 8月

技術部会 「緊急提言：民間資格の登録制度の創設」提言  
「社会資本メンテナンスの確立にむけた緊急提言：民間資格の登録制度の創設」の  
提言・公表

平成26年11月

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程の告示

技術者資格制度小委員会 計画・調査・設計分野の資格制度の検討に着手

主旨

社会資本のメンテナンスに関する民間資格の登録制度の創設について、速やかに講じるべき措置の内容及び今後の検討課題について、緊急提言としてとりまとめたもの。

1. 資格制度を取り巻く現状と課題

- (1) 答申・法律等における資格制度の方向性
- (2) 地方公共団体における資格制度の活用状況
- (3) 点検・診断等に関する既存資格の現状
- (4) 点検・診断等の資格に関する課題
  - ・現在、様々な民間資格の技術内容・水準を評価する仕組みがない

2. 目指すべき資格制度

- 国土交通省は必要とする知識・技術水準を明らかに示す。
- 社会資本の維持管理に関する様々な民間資格を評価し、技術水準が確保された資格の活用を図るため、以下の方向で資格制度を構築。
  - (1) 法令・基準等に基づき確実に点検・診断等が実施できる技術者の確保
  - (2) 点検・診断等の発注業務単位と連動した資格制度
  - (3) 最新の点検・診断技術等を修得した技術者を評価する資格制度

3. 資格制度の対象とする施設等

- (1) 対象施設
  - ・当面検討を急ぐ所管施設から検討を進め、段階的に拡充を図る。
- (2) 対象業務
  - ・維持管理に関する一連の業務(点検、診断、補修設計等)において、民間事業者以外注を行っている業務で、当面検討を急ぐものから検討を進め、段階的に充実を図る。
- (3) 対象業務の技術水準
  - ・一般的な施設の点検・診断等の業務の実施にあたり、通常必要とする技術水準を検討の対象とする。
- (4) 対象技術者のレベルに応じた評価
  - ・技術者(管理技術者、担当技術者)のレベルに応じた知識・技術の明確化。

4. 民間資格の登録要件等

- (1) 民間資格の登録要件の設定等
  - ① 登録区分は標準的な発注業務単位を勘案する
  - ② 一定の登録期限(概ね5年程度)を設ける
  - ③ 登録にあたっての確認事項
    - ・団体の運営管理体制
    - ・資格試験等の運営・審査体制
    - ・資格付与試験等で求める技術的事項
    - ・資格取得者の管理体制
    - ・資格取得後の更新規定
    - ・資格の消除規定
- (2) 民間資格の登録後の運用
  - ① 申請内容に変更が生じた場合の報告の聴取
  - ② 資格の運営状況を定期的に把握
  - ③ 登録要件を満たさなくなった場合等における登録の取消

5. 民間資格の評価・登録のプロセス

- (1) 登録要件並びに点検・診断等に必要な知識・技術の明確化
- (2) 民間資格を対外的に広く募集(公募)
- (3) 第三者の意見を踏まえた民間資格の評価・登録
- (4) 登録資格を広く周知(公示)
- (5) 登録された民間資格の積極的な活用

6. 今後の更なる検討に向けて

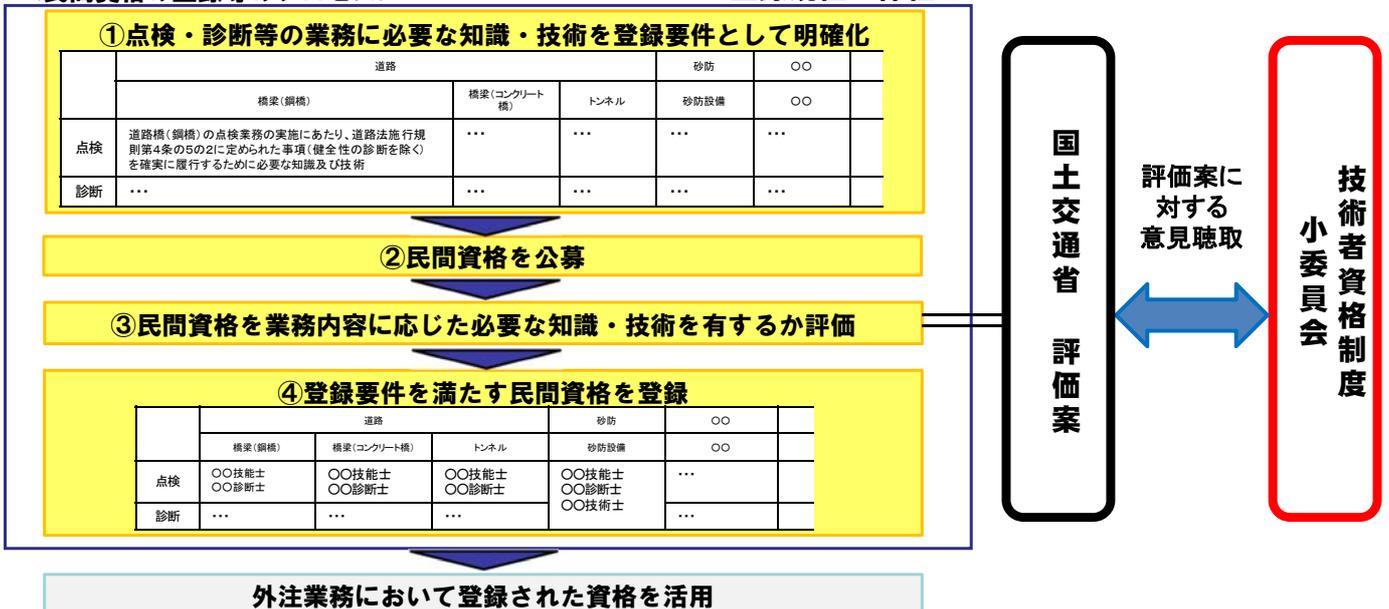
- (1) 今回の検討対象以外の施設分野・業務分野への対応
- (2) 施設・業務の分野横断的な資格への拡充、分野間の連携・調整
- (3) 資格取得を通じたスキルアップの仕組みの構築
- (4) 行政職員の能力向上
- (5) 新たな資格の創設
- (6) 維持管理以外の業務範囲への展開等

着色は、登録規程に採用した主な事項

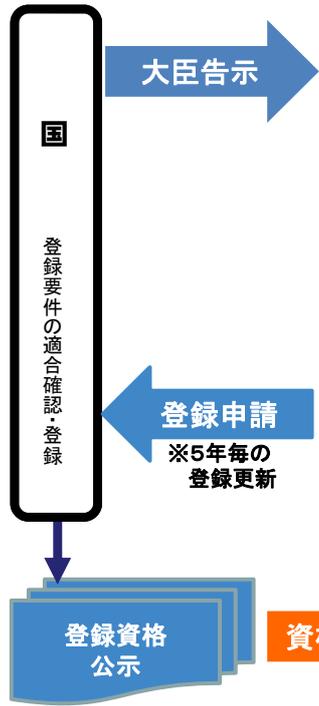
国土交通省が業務内容に応じて必要となる知識・技術を登録要件として明確化し、登録要件等に適合すると評価された既存の民間資格を登録する登録規程を国土交通大臣が告示。

<民間資格の登録等のプロセス>

登録規程の枠組み



### 登録等の流れ



#### 登録規程（登録要件の明確化）

**登録要件**

- 資格付与試験等を一回以上実施した実績
- 資格付与試験等の安定的な実施
- 受験条件が、広く一般に公表されていること
- 特定の者に利益を与えるものでないこと
- **資格付与試験等が別表の第一欄から第五欄に掲げる要件を満たす内容を有すること**
- 試験問題の作成及び合格者の判定等にあたる者に、教授、准教授又は博士の学位を授与された者が含まれること
- 合格者の登録及び証明等について、管理番号を記載した証明書等の交付
- 合格者の知識及び技術の維持向上のための措置
- 登録の抹消等のための適切な審査手続

施設分野、業務、知識・技術を求める者の区分毎の必要な知識・技術  
対象施設・業務に応じて設定

(例)

- 法令、技術基準等に関する知識
- 工学的基礎知識
- 経験
- 点検技術・点検方法に関する知識
- 診断技術・診断方法に関する知識
- 補修設計技術・補修設計方法に関する知識

**申請者（資格付与事業等の実施主体）**

- 過去5年間の実績に基づき、申請書類(様式、誓約書、添付書類等)を作成
- 申請の次年度以降5年間、登録要件に適合した資格付与試験等を毎年1回以上実施

資格保有者の技術力の維持向上のための措置

**民間資格の保有者**

講習、研修の受講、CPDの取得等

**発注者**

- 業務の入札参加要件に登録資格を設定
- 指名業者選定時及び落札業者選定時に登録資格保有者を優位に評価

登録申請  
※5年毎の登録更新

登録資格公示

資格の活用

施設分野	道路			砂防			海岸	港湾	空港	都市公園
	橋梁(鋼橋)	橋梁(コンクリート橋)	トンネル	砂防設備	地すべり防止施設	急傾斜地崩壊防止施設	海岸堤防等	港湾施設	空港施設	公園施設(遊具)
業務										
点検	■	■	■	□	□	□	□	□	□	■
診断	■	■	■	□	□	□	□	□	□	■
補修設計								□	□	

知識・技術を求める者: □ 管理技術者  
 ■ 担当技術者  
 ■ 管理技術者と担当技術者両者

注) 本表以外に港湾施設における「計画策定」の業務がある。

分野	施設	登録資格数
道路	橋梁(鋼橋)	16
	橋梁(コンクリート橋)	17
	トンネル	5
河川	砂防設備	1
	地すべり防止施設	2
	急傾斜地崩壊防止施設	1
海岸	海岸堤防等	4
港湾	港湾施設	4
延べ登録資格数		50

## 国土交通省登録技術者資格の位置づけ

- 登録技術者資格は、「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程(平成26年国土交通省告示第1107号)」に基づいて、技術者資格登録簿に登録された資格。(第1回登録:平成27年1月26日)
- この告示に基づく資格登録制度は、公共工事に関する調査(点検及び診断を含む。)及び設計等に関し、品質の確保と技術者の育成及び活用の促進を図ることを目的として創設されたもので、登録申請のあった資格について、上記の告示で定めた必要な知識・技術等に関する要件をすべて満たしていることが申請書類において確認された資格を登録したもの。
- 国土交通省としては、この趣旨を踏まえ、登録された資格の積極的な活用を期待。なお、今回の登録は、登録されていない資格について活用を直ちに妨げる趣旨ではないことについて、理解をいただくことが必要と認識しており、各発注機関での業務の発注要件の設定等にあたっての配慮をお願いしたい。

インフラの急速な老朽化 …… 笹子トンネル天井版落下事故

**<改正品確法>第24条第3項**  
 公共工事に関する調査及び設計に関し、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、十分な活用が図られるよう、(中略)資格等の評価の在り方等について検討を加え(略)

**<長寿命化行動計画>体制の構築**  
 維持管理・更新に必要な技術力を確保するために資格制度の充実を図る。

**<緊急提言>維持管理分野以外の業務範囲への展開等**  
 ○調査、計画、設計と維持管理分野は、表裏一体の関係にあり、密接に関連。  
 ・維持管理を適切に実施していくためには、どのような設計に基づいて建設されてきたか  
 ・新設にあたっては、建設後、どのように機能維持されるか  
 ○技術者の高齢化と経験豊富な技術者の急激な減少による担い手の確保とともに、その質の確保が喫緊の課題

**<国及び地方公共団体の外注業務の現状と課題>**

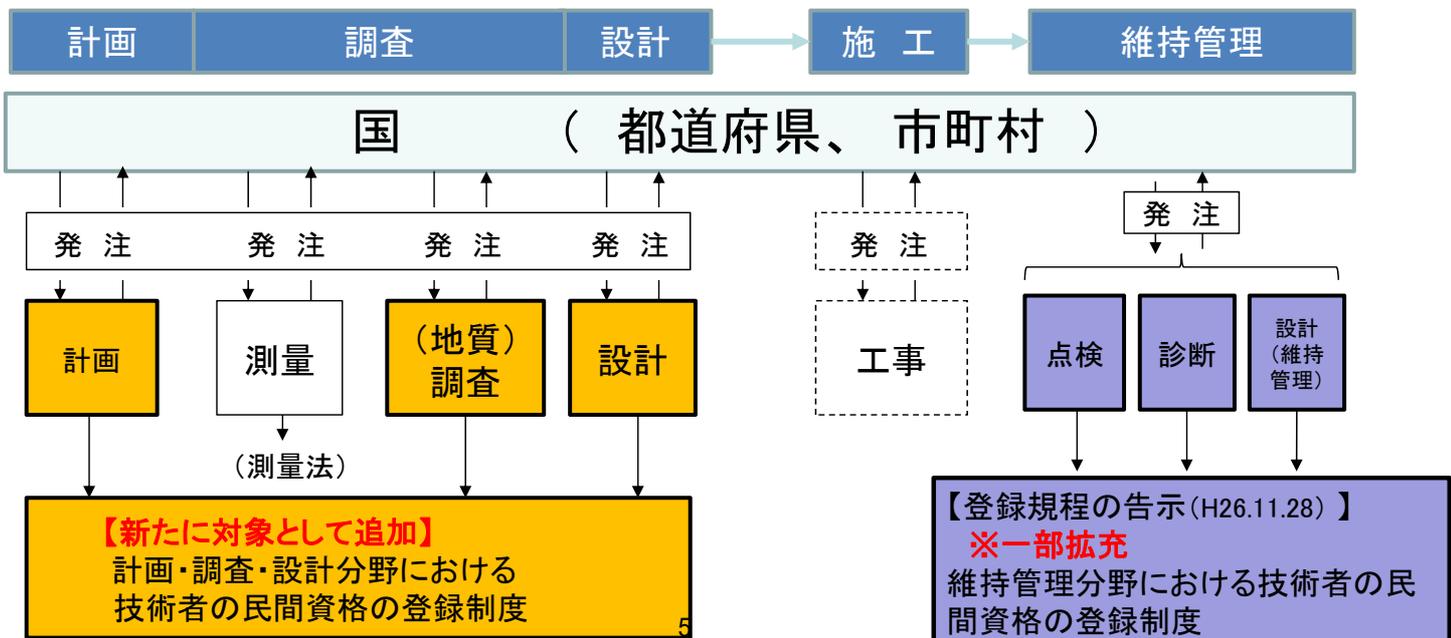
- インフラの急速な老朽化により、事業に応じて必要となる業務は、ほとんどが外部委託。
- 地方公共団体が実施する外部委託において必要な能力を有する技術者を適切に配置できておらず、品質の低下を招く恐れ
- 約7割の地方公共団体が、「民間資格を評価する仕組みの実現」を要望。(アンケート結果による。)

業務を適切に実施(品質の確保)していくためには、民間資格を適切に評価する仕組みを構築・活用し、所要の知識・技術を有する者を確保する必要。

民間資格の登録制度が対象とする業務範囲

- 施設等の対象：国土交通省所管の社会資本分野。
- 業務の対象：工事完成後の点検、診断等に加え、計画、調査、設計分野を対象に追加あわせて、点検・診断等の維持管理分野も拡充。  
 ⇒平成27年10月16日 技術者資格登録規程 改正  
**※改正を踏まえたH27年度の公募を実施中(受付期間:10/19~12/11)**

(概念図)



		専門分野													横断分野				
部門		河川、砂防及び 海岸・海洋			港湾及び空港		道路			下水道	造園	都市計画及び地方計画	建設機械	土木機械設備	建設電気通信	地質・土質	建設環境		
施設分野等	業務	河川・ダム	砂防	地すべり対策	急傾斜地崩壊等対策	海岸	港湾(※)	空港	道路	橋梁	トンネル	下水道	都市公園等	都市計画及び地方計画	建設機械	土木機械設備	電気施設・通信施設・制御処理システム	地質・土質	建設環境
計画		○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		
調査		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
設計		○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		

※潜水作業が伴う調査の場合のみ、担当技術者にも知識・技術を求める

知識・技術を求める者:  管理技術者

管理技術者と照査技術者両者 (両者に同様の知識・技術を求める)

		道路			河川		砂防		海岸	下水道	港湾	空港	都市公園	土木機械設備
施設分野等	業務分野	橋梁(鋼橋)	橋梁(コンクリート橋)	トンネル	堤防・河道	砂防設備	地すべり防止施設	急傾斜地崩壊防止施設	海岸堤防等	下水道管路施設	港湾施設	空港施設	公園施設(遊具)	土木機械設備
点検		○	○	○	○					○			○	
診断		○	○	○	○					○			○	
設計(維持管理)														

知識・技術を求める者:  管理技術者

担当技術者

管理技術者と担当技術者両者

注) 本表以外に港湾施設における「計画策定」の業務がある。

# 業務ガイドラインにおける対象期間について

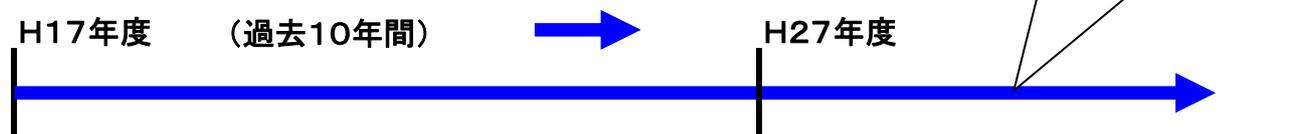
## 参加希望者(企業)の業務実績に関する要件

○平成17年度以降に完了した同種又は類似業務(再委託による業務の実績は含まない)において、1件以上の実績を有していること。

なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

設計共同体における業務実績に関する要件は、代表者、構成員共に同種又は類似業務の実績を有している場合に認める。

### ●完了業務の実績対象となる期間

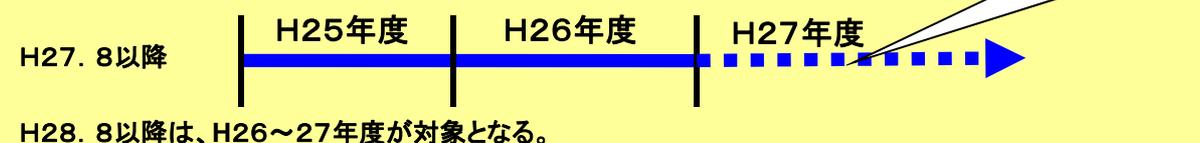


## 参加希望者(企業)の業務成績

○過去2年間に完了した業務のうち、同じ業種区分※の業務成績の平均点の順位で評価する。

※業種区分: 土木関係建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務

### ●過去2年間の期間: 年度単位



## 参加希望者(企業)の優良表彰

○平成26年度から27年度まで(過去2年間・表彰年度)に、業種区分※における優良業務表彰の経験について、下記の順位で評価する。

### ●過去2年間の期間: 年度単位



# 業務実績に関する補足説明

## 1. 入札参加希望者の業務実績に関する要件について(企業・技術者)

### 【入札説明書記載例(総合評価落札方式)】

- ・ 入札参加希望者の業務実績に関する要件  
入札参加希望者(配置予定管理技術者)は、平成17年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1件以上の実績を有していること。  
ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

### 【補足説明】

- 平成17年度以降に完了した同種又は類似に該当する業務であれば発注機関は問いません。  
但し、実績として提出された業務が地方整備局委託業務等成績評定要領により成績点を付与されている場合で、その点数が60点未満の場合は実績として認められません。

- 「地方整備局委託業務等成績評定要領」に基づき業務実績を評価している機関は以下のとおり

- ・ 北海道開発局、8地方整備局、沖縄総合事務局  
(以下:地整要領適用機関という)

なお、北海道開発局と沖縄総合事務局では上記要領を適用していない部局もあるため確認願います。

また、地整要領適用機関のうち港湾空港部の発注業務は上記要領を適用していません。

#### <事例>

実績として申請した業務	同種又は類似に該当	発注機関	成績	実績判定
A業務	該当	〇〇県	成績無し	○
B業務	該当	○地整港湾空港部	港湾要領	○
C業務	該当	◇◇地整	58点	×

# 業務成績に関する補足説明(1)

## ■業務成績

### ○プロポーザル方式

過去2年間(企業)・過去4年間(技術者)に完了した業務のうち、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局発注業務の同じ業種区分※の業務成績の平均点の順位で評価する。

※業種区分:土木関係建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務

### ○総合評価落札方式、簡易公募型競争入札方式

過去2年間(企業)・過去4年間(技術者)に完了した業務のうち、中部地方整備局発注業務の同じ業種区分※の業務成績の平均点の順位で評価する。

### ○業種区分

- ・企業・技術者とも、4業種毎に業務成績に係る評価基準を設定
  - (1)土木関係建設コンサルタント業務
  - (2)測量業務
  - (3)地質調査業務
  - (4)補償関係コンサルタント業務

### ○評価区分

#### 【企業】

- ・評価区分は、5段階を継続
- ・過去2年間の業務成績の平均点を踏まえて、4業種毎に評価区分を設定

#### 【技術者】

- ・評価区分は、1点毎に区分し12段階
- ・過去4年間の業務成績の平均点により、各区分における分布状況を確認

## 業務成績に関する補足説明(2)

### ○プロポーザル方式

#### 【企業】

配点		評価基準
プロポーザル方式		国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部(港湾空港部関係を除く)発注業務おける過去2年間
土木コン	4	平均点が77点以上
	3	平均点が76点以上77点未満
	2	平均点が74点以上76点未満
	1	平均点が60点以上74点未満 他機関における同種又は類似業務の受注実績がある
	0	他機関における同種又は類似業務の受注実績がない
測量	4	平均点が77点以上
	3	平均点が76点以上77点未満
	2	平均点が74点以上76点未満
	1	平均点が60点以上74点未満 他機関における同種又は類似業務の受注実績がある
	0	他機関における同種又は類似業務の受注実績がない
地質調査	4	平均点が77点以上
	3	平均点が76点以上77点未満
	2	平均点が74点以上76点未満
	1	平均点が60点以上74点未満 他機関における同種又は類似業務の受注実績がある
	0	他機関における同種又は類似業務の受注実績がない
共通	欠格	平均点が60点未満

※補償コンについては、プロポーザル方式を発注時に用地部に相談する。

#### 【技術者】

配点	評価基準
プロポーザル方式	国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部(港湾空港関係を除く)発注業務における過去4年間
10	平均点が79点以上
9	平均点が78点以上79点未満
8	平均点が77点以上78点未満
7	平均点が76点以上77点未満
6	平均点が75点以上76点未満
5	平均点が74点以上75点未満
4	平均点が73点以上74点未満
3	平均点が72点以上73点未満
2	平均点が71点以上72点未満
1	平均点が70点以上71点未満 他機関における同種又は類似業務の受注実績がある
0	平均点が60点以上70点未満 他機関における同種又は類似業務の受注実績がない
欠格	平均点が60点未満

# 業務成績に関する補足説明(3)

## ○総合評価落札方式・簡易公募型競争入札

### 【企業】

配点		評価基準
総合評価落札方式 簡易公募型競争入札方式		中部地方整備局(港湾空港関係を除く)発注業務における 過去2年間
土木 コン	4	平均点が77点以上
	3	平均点が76点以上77点未満
	2	平均点が74点以上76点未満
	1	平均点が60点以上74点未満 他機関における同種又は類似業務の受注実績がある
	0	他機関における同種又は類似業務の受注実績がない
測量	4	平均点が77点以上
	3	平均点が76点以上77点未満
	2	平均点が74点以上76点未満
	1	平均点が60点以上74点未満 他機関における同種又は類似業務の受注実績がある
	0	他機関における同種又は類似業務の受注実績がない
地質 調査	4	平均点が77点以上
	3	平均点が76点以上77点未満
	2	平均点が74点以上76点未満
	1	平均点が60点以上74点未満 他機関における同種又は類似業務の受注実績がある
	0	他機関における同種又は類似業務の受注実績がない
補償 コン	4	平均点が76点以上
	3	平均点が75点以上76点未満
	2	平均点が73点以上75点未満
	1	平均点が60点以上73点未満 他機関における同種又は類似業務の受注実績がある
	0	他機関における同種又は類似業務の受注実績がない
共通	欠格	平均点が60点未満

## 業務成績に関する補足説明(3)

### ○総合評価落札方式・簡易公募型競争入札

#### 【技術者】

配点	評価基準
総合評価落札方式 簡易公募型競争入札方式	中部地方整備局(港湾空港関係を除く)発注業務における 過去4年間
10	平均点が79点以上
9	平均点が78点以上79点未満
8	平均点が77点以上78点未満
7	平均点が76点以上77点未満
6	平均点が75点以上76点未満
5	平均点が74点以上75点未満
4	平均点が73点以上74点未満
3	平均点が72点以上73点未満
2	平均点が71点以上72点未満
1	平均点が70点以上71点未満 他機関における同種又は類似業務の受注実績がある
0	平均点が60点以上70点未満 他機関における同種又は類似業務の受注実績がない
欠格	平均点が60点未満

# 業務成績に関する補足説明(4)

## 1. 入札参加希望者及び配置予定管理技術者の業務成績(企業)

### 【総合評価落札方式・企業の場合】

- ・平成25年度から26年度末までに(過去2年間)完了した業務のうち、中部地方整備局(港湾空港関係を除く)発注業務の「土木関係建設コンサルタント」【業務の業種区分】の平均業務評定点

### 【補足説明】

#### ① 対象業務

○上記の「中部地方整備局発注業務」には、**中部地方整備局港湾空港部が発注した業務は含みません。**

(港湾空港部は、地方整備局委託業務等成績評定要領と異なる要領を適用しているため。)

#### ② 平均点の算出対象となるテクリス業務

○テクリスでは業務分野の登録上限は8つまで可能ですが、そのうち**発注者側に提供されるのは先頭から入力順に3つの業務分野のみです。**

(JACICのホームページ参照 [http://ct.jacic.or.jp/news/field\\_t.html](http://ct.jacic.or.jp/news/field_t.html))

○テクリスに登録されている**発注者に提供される3つの業務分野を基に、同じ業種区分※ 毎に集計し平均点を算出します。なお、設計共同体における業務成績も対象になります。**

※業種区分:土木関係建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務

○したがって、入力された3つ目までの業務分野のデータが対象になり、4つ目以降に登録されたデータは、計算の対象となりません。

## 業務成績に関する補足説明(5)

### ●平均計算の対象となるテクリス登録のデータ

テクリスの業務分野登録は最大8つまで登録可能だが  
⇒発注者への提供は先頭から3つまで

#### 受注者入力画面

業務分野1

業務分野4

業務分野7

業務分野2

業務分野5

業務分野8

業務分野3

業務分野6

#### 発注者提供

先頭から3つが情報提供

業務分野1

業務分野2

業務分野3

4つ目以降に登録がされていても  
情報提供されない

#### ○プロポーザル方式

過去2年間(企業)・過去4年間(技術者)に完了した業務のうち、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局発注業務の同じ業種区分※の業務成績の平均点の順位で評価する。

※業種区分: 土木関係建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務

#### ○総合評価落札方式、簡易公募型競争入札方式

過去2年間(企業)・過去4年間(技術者)に完了した業務のうち、中部地方整備局発注業務の同じ業種区分※の業務成績の平均点の順位で評価する。

※業種区分の業務成績の平均点は、算出された平均値の少数第2位を四捨五入して算出する。

# 業務成績に関する補足説明(6)

## 業務成績区分におけるテクリス分野分類表

### ●土木関係建設コンサルタント業務

業務分野		業務分野	
01	河川、砂防及び海岸・海洋	15	トンネル
02	港湾及び空港	16	施工計画・施工設備及び積算
03	電力土木	17	建設環境
04	道路	18	建設機械
05	鉄道	19	水産土木
06	上水道及び工業用水	20	電気・電子
07	下水道	21	建設電気通信
08	農業土木	22	廃棄物
09	森林土木	23	衛生工学(廃棄物以外)
10	造園	24	応用理学(地質以外)
11	都市・地域計画及び都市整備	25	情報
		26	防災
13	土質及び基礎 業務段階:131 地盤(土質調査) 135 地下水 を除く。		
14	鋼構造及びコンクリート		

### ●測量業務

業務分野	
27	測量

### ●地質調査業務(地質調査、水文調査、磁気探査、河床材料調査業務等)

業務分野		業務分野	
12	地質	13	土質及び基礎 業務段階:131 地盤(土質調査) 135 地下水

### ●補償関係コンサルタント業務

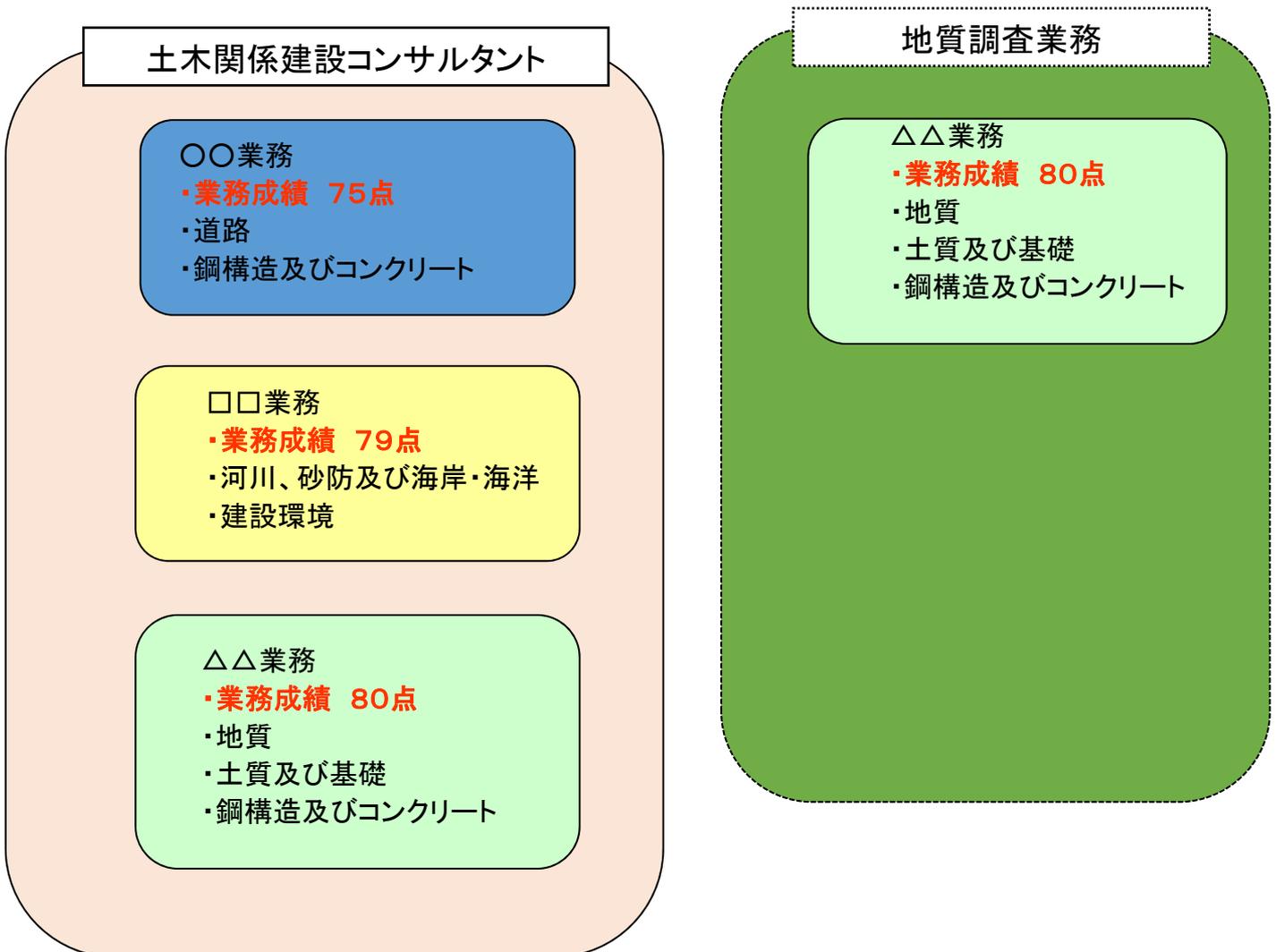
業務分野	
28	補償

# 業務成績に関する補足説明(7)

【総合評価落札方式・企業・土木関係建設コンサルタントの場合】

## ○成績評価(企業)K社

- ・K社の過去2年間の業務実績
- ・中部地方整備局(港湾空港関係を除く)発注業務の「土木関係建設コンサルタント」に該当する業務



○K社 過去2年間の中部地方整備局(港湾空港関係を除く)発注業務の「土木関係建設コンサルタント」に該当する業務平均点

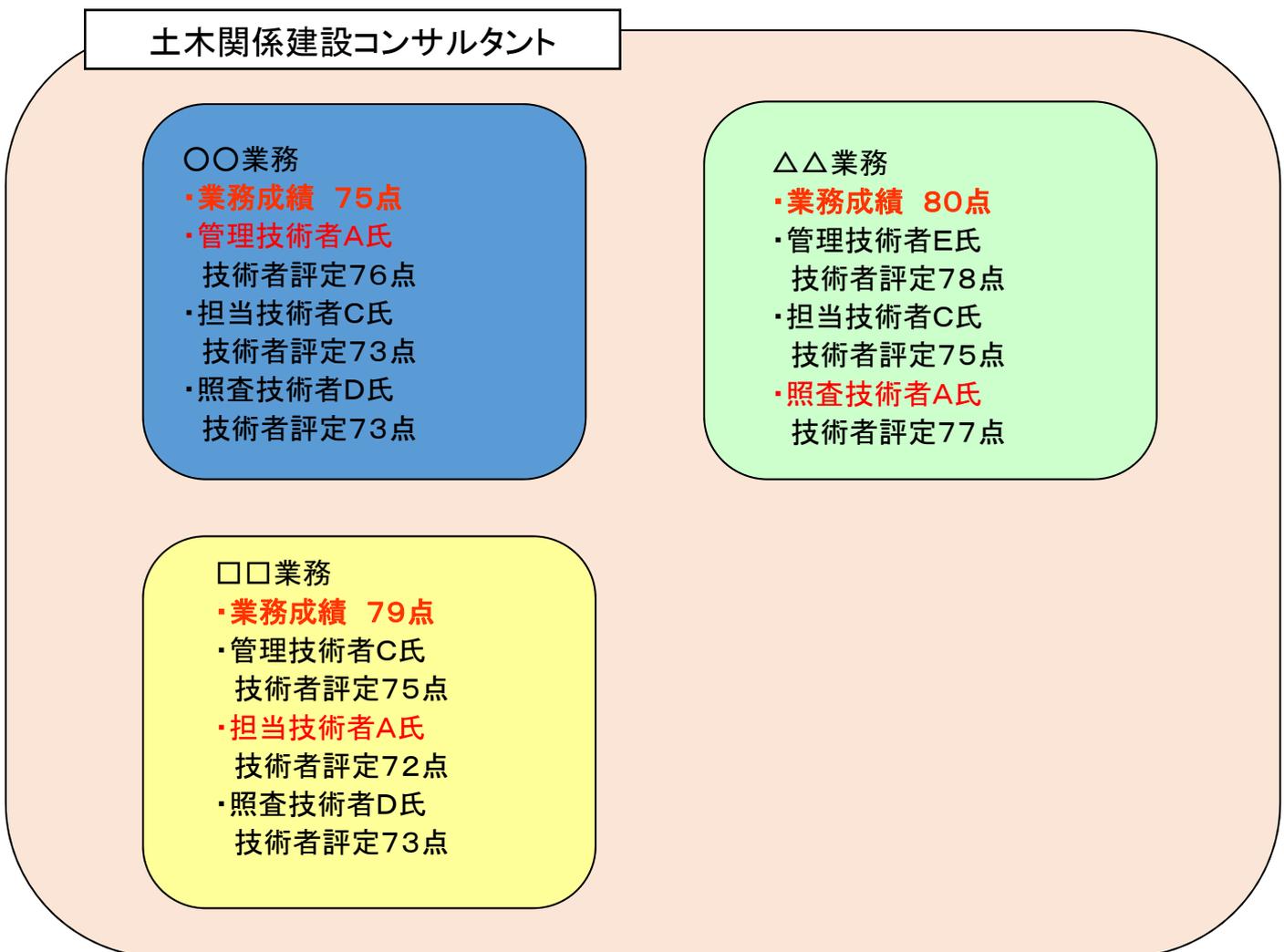
$$(75+79+80) \div 3 = 78.00$$

## 業務成績に関する補足説明(8)

【総合評価落札方式・技術者・土木関係建設コンサルタントの場合】

### ○成績評価(技術者)A氏

- ・技術者A氏の過去4年間の業務実績
- ・中部地方整備局(港湾空港関係 を除く)発注業務の「土木関係建設コンサルタント」に該当する業務



○A氏 過去4年間の中部地方整備局(港湾空港関係 を除く)発注業務の「土木関係建設コンサルタント」に該当する業務平均点

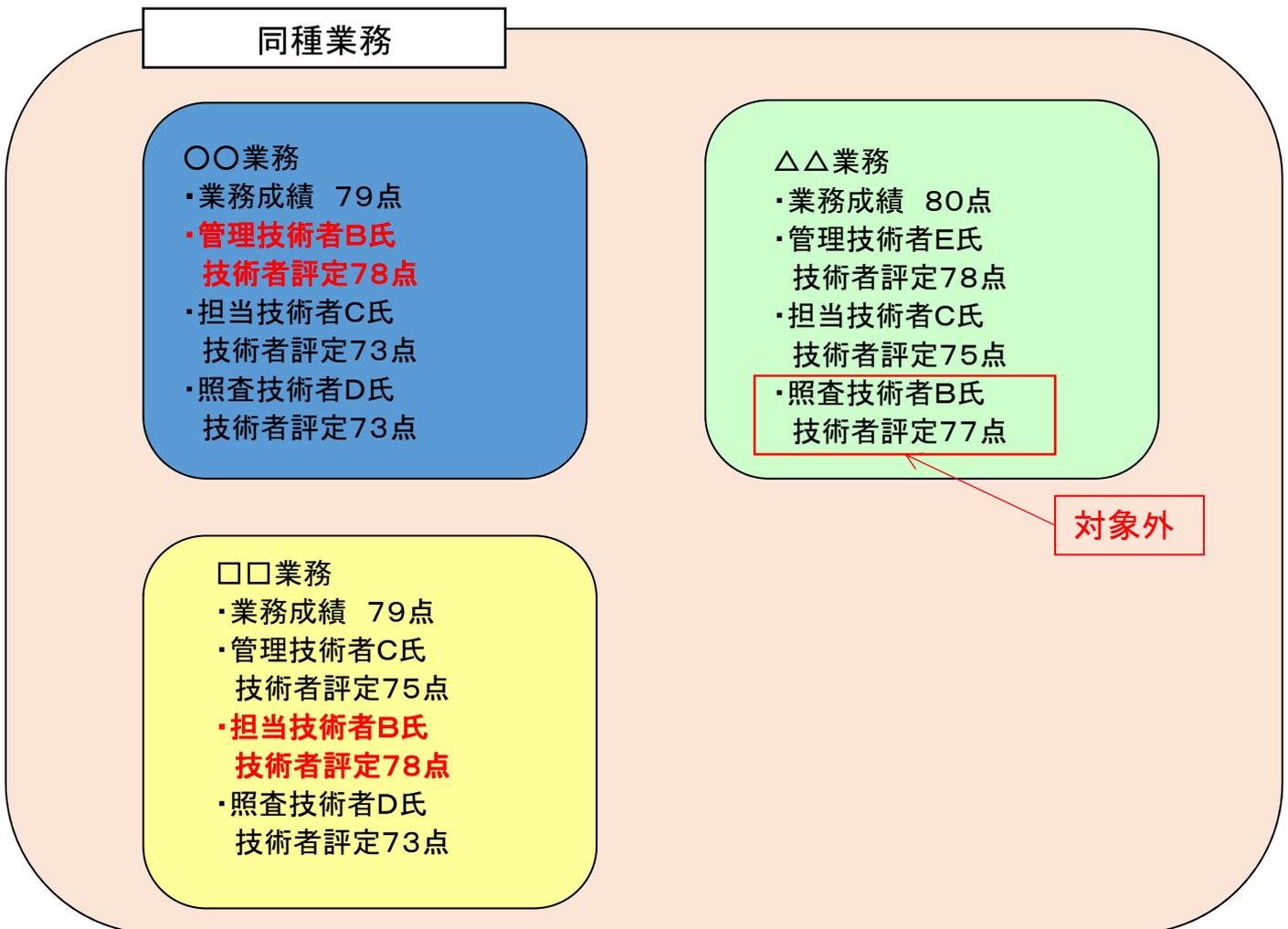
$$(75+79+80) \div 3 = 78.00 \text{ (照査技術者としての評価を含む)}$$

## 業務成績に関する補足説明(9)

【低入札価格調査に該当した場合の増員担当技術者及び管理技術者】

### ○成績評価(増員担当技術者)B氏

- ・技術者B氏の過去4年間の業務実績
- ・中部地方整備局(港湾空港関係を除く)発注業務の「同種業務」に該当する業務



○B氏 過去4年間の中部地方整備局(港湾空港関係を除く)発注業務の「同種業務」に該当する技術者評点の平均点

$$(78+78) \div 2 = 78.0 \text{ (照査技術者としての評価を除く)}$$

#### ●問い合わせ先

業務成績平均点に関する問い合わせについては、下記とし各事務所へは質問及び問い合わせを行わないものとする。

- ・国土交通省 中部地方整備局 企画部 技術管理課 品質確保係長
- ・電話 052-953-8131 FAX 052-953-8294







国官技第228号  
平成27年11月24日

各 地 方 整 備 局 企 画 部 技 術 開 発 調 整 官  
北 海 道 開 発 局 事 業 振 興 部 工 事 評 価 管 理 官  
国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所 企 画 部 施 設 課 長  
国 土 地 理 院 企 画 部 技 術 管 理 課 長 あて

大臣官房技術調査課 建設技術調整官

### 建設コンサルタント業務等における配置技術者の確認について

建設コンサルタント業務等の配置技術者については、設計業務等共通仕様書（案）（平成27年3月11日付け一部改正）等及び当該業務の特記仕様書に基づいて、受注者が提出する業務計画書により、配置する技術者を定め、これを業務実績情報システムに登録し、以降の入札契約に活用を図っているところである。

今般、建設コンサルタント業務において、実際に当該業務に従事していない者が、業務完了後、業務実績情報システムに技術者登録された事案が発覚した。今後、実績を重視した企業選定等を進めていくに際し、業務実績情報システムの信頼性は重要である。

このため、入札契約制度の信頼性確保及び適切な業務執行管理の観点から、当面、別紙のとおり技術者の実績登録確認を充実強化することとしたので、遺漏無きよう措置されたい。

## 建設コンサルタント業務等における配置技術者の確認について

1. 業務計画書における立場・役割の明確化
  - 1) 受注者は、業務計画書（設計業務等共通仕様書（案）共通編第 1112 条、測量調査業務共通仕様書（案）第 113 条、地質・土質調査業務共通仕様書（案）第 112 条、電気通信施設設計業務共通仕様書第 1112 条）の業務組織計画に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
  - 2) 発注者は、業務計画書の受理に際し、配置技術者の立場・役割を確認する。
2. 業務実績情報システム（テクリス）完了登録時の確認の徹底
  - 1) 受注者は、業務実績情報システム（テクリス）完了登録の「登録のための確認のお願い」の提出にあたり、配置技術者本人の登録に関する認識を確認するため、各技術者の署名を付すものとする。
  - 2) 発注者は、配置技術者に関して、業務計画書（変更を含む）と「登録のための確認のお願い」とを照らし合わせて確認するものとする。
3. 技術者の登録要件と確認
  - 1) 業務実績情報システム（テクリス）に登録できる技術者については、以下のとおりとする。
    - ①業務打合せ（電話等打合せを含む）において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者
    - ②現地作業が主となる技術者においては、現地作業を実施していることを写真等で確認できる者
  - 2) 業務実績情報システム（テクリス）に登録する技術者については、業務完了までに、受発注者双方の確認の上、確定するものとする。
4. 配置技術者が業務に従事した事実を確認できなかった場合の措置  
業務完了後に、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合は、厳重な措置を講ずる。また、配置技術者以外が業務実績情報システム（テクリス）へ完了登録された場合についても、同様の措置を講ずるものとする。
5. 特記仕様書への記載  
上記 1～4 については、特記仕様書に記述し、受発注者双方の明確な理解のもと、適切に行うものとする。

## 附 則

本通達の適用は以下のとおりとする。

- ・ 1. 2) は、通達日以降に業務計画書の受理を行うもの
- ・ 2. 2) は、通達日以降に「登録のための確認のお願い」の確認を行うもの
- ・ その他の項目は、平成 28 年 1 月 4 日以降に公告するもの

## コリンズ・テクリスにおける位置情報入力の実必須化について

工事・業務における施工場所・業務対象地域の情報把握を目的に、コリンズ・テクリスの実績情報における位置情報が下記のとおり必須となったため、工事・業務の登録時に確認をお願いします。

また、受注者への説明及びコリンズ・テクリスのシステムは、必須化に伴う対応が済んでいます。

### 記

#### 1. 入力を必須化する位置情報

施工場所・業務対象地域について、起点（もしくは代表地点）・終点における住所および座標（緯度、経度）を対象とする。

※施工場所について起点（もしくは代表地点）における住所は、従来から必須項目となっている。

#### 2. 備考

位置情報の取扱いは以下のとおりとし、発注者は必要に応じて、登録内容の事前確認時に、入力する位置情報を受注者に指示する。

- ・ 施工場所・業務対象地域の把握を目的とすることから、過度な精度は求めない
- ・ 施工場所・業務対象地域が複数箇所の場合、主たる箇所の起点・終点それぞれの位置情報とする
- ・ 施工場所・業務対象地域を起点・終点で示すことができない場合、起点・終点ともに代表地点の位置情報とする
- ・ 施工場所・業務対象地域が不特定であるか、公表することが不適當な場合、起点・終点ともに発注機関所在地の位置情報とする

#### 3. 適用時期

登録作業（契約登録、変更登録、完了登録のすべてを対象）を平成28年1月17日以降に行う工事・業務に適用する。

#### 4. 問い合わせ先

中部地方整備局 企画部 技術管理課 課長補佐 尾畑  
工事品質確保係長 吉川  
TEL : 052-953-8131  
FAX : 052-953-8294